



宮 崎 県 公 報

平成20年4月1日(火曜日)号外 第19号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則

○宮崎県規則の形式の左横書きの実施に関する規則…………… (行政経営課) 1

告 示

○宮崎県告示の形式の左横書きの実施に関する告示…………… (行政経営課) 2

訓 令

○訓令の形式の左横書きの実施に関する訓令…………… (行政経営課) 2

企業局企業管理規程

○宮崎県企業局企業管理規程の形式の左横書きの実施に関する企業管理規程…………… 3

企業局公営企業告示

○宮崎県公営企業告示の形式の左横書きの実施に関する公営企業告示…………… 4

人事委員会規則

○宮崎県人事委員会規則の形式の左横書きの実施に関する規則…………… 4

人事委員会告示

○宮崎県人事委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示…………… 5

規 則

宮崎県規則の形式の左横書きの実施に関する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第二十六号

宮崎県規則の形式の左横書きの実施に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

一 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存規則における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 一の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及び	五十音順による片仮名

これを引用するために用いられている当該文字	
四 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 漢数字(次に掲げるものを除く。) ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 数字の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) オ 一の項、二の項及び五の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字を除く。) 区切る読点は削り、二けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)
八 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
九 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記

示すために用いられているものに限る。)	
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「つ」若しくは「ッ」	それぞれ「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」若しくは「ッ」

2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でない認められるときは、知事が定めるところによる。
(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

示

宮崎県告示の形式の左横書きの実施に関する告示をここに公表する。

平成二十年四月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第二百五十二号

宮崎県告示の形式の左横書きの実施に関する告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている告示(縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。
(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上覧に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分する	左右を丸括弧で囲んだ五

ために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 漢数字(次に掲げるものを除く。) ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 数字の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) オ 一の項、二の項及び五の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)
八 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
九 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「つ」若しくは「ッ」	それぞれ「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」若しくは「ッ」

2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でない認められるときは、別に定めるところによる。
(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。

訓 令

訓令の形式の左横書きの実施に関する訓令をここに公表する。

平成二十年四月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第十六号

本 行
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

訓令の形式の左横書きの実施に関する訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

一 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存訓令における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 漢数字(次に掲げるものを除く。) ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 数字の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) オ 一の項、二の項及び五の項	アラビア数字(漢数字を除く。) 区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)

に定めるもの	
八 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
九 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう言に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「つ」若しくは「ツ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「つ」若しくは「ツ」

2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十二の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でない認められるときは、別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。

企業局企業管理規程

宮崎県企業局企業管理規程の形式の左横書きの実施に関する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年四月一日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第七号

宮崎県企業局企業管理規程の形式の左横書きの実施に関する企業管理規程

(趣旨)

第一条 この企業管理規程は、この企業管理規程の施行の際現に公表されている企業管理規程(以下「既存企業管理規程」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存企業管理規程の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存企業管理規程における右方はこの企業管理規程による改正後の既存企業管理規程(以下「改正後企業管理規程」という。)における上方とし、既存企業管理規程における上方は改正後企業管理規程における左方とする。

一 改正後企業管理規程における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存企業管理規程における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存企業管理規程において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存企業管理規程中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 漢数字(次に掲げるものを除く。) ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 数字の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) オ 一の項、二の項及び五の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)
八 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
九 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「つ」若しくは「ツ」	それぞれ「ヤ」、「ユ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」若しくは「ッ」

2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと思われるときは、管理者が定めるところによる。
(委任)

第四条 この企業管理規程に定めるもののほか、この企業管理規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この企業管理規程は、平成二十年十一月一日から施行する。

企業局公営企業告示

宮崎県公営企業告示の形式の左横書きの実施に関する公営企業告示をここに公表する。

平成二十年四月一日

宮崎県企業局長 日高 幸平

宮崎県公営企業告示第一号

宮崎県公営企業告示の形式の左横書きの実施に関する公営企業告示

(趣旨)

第一条 この公営企業告示は、この公営企業告示の施行の際現に公表されている公営企業告示(以下「既存公営企業告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第一条 既存公営企業告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

1 既存公営企業告示における右方はこの公営企業告示による改正後の既存公営企業告示(以下「改正後公営企業告示」という。)における上方とし、既存公営企業告示における上方は改正後公営企業告示における左方とする。

1 改正後公営企業告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存公営企業告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存公営企業告示において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存公営企業告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

漢数字(次に掲げるものを除く。) ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	アラビア数字
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------

2 前項の規定によることが適当でないと思われるときは、管理者が定めるところによる。

(委任)

第四条 この公営企業告示に定めるもののほか、この公営企業告示の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この公営企業告示は、平成二十年十一月一日から施行する。

人事委員会規則

宮崎県人事委員会規則の形式の左横書きの実施に関する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

宮崎県人事委員会規則第二十二号

宮崎県人事委員会規則の形式の左横書きの実施に関する規則
(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存規則における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 漢数字(次に掲げるものを除く。) ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 数字の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) オ 一の項、二の項及び五の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字をく)区切る読点は削り、二けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)
八 項番号のない項	アラビア数字による項番

	号を付した項
九 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「つ」若しくは「ツ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「つ」若しくは「ツ」

2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でない認められるときは、人事委員会が定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示をここに公表する。

平成二十年四月一日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

宮崎県人事委員会告示第二号

宮崎県人事委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示
(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている告示(縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 漢数字(次に掲げるものを除く。) ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 数字の単位として用いられているもの(千、百及び千を除く。) オ 一の項、二の項及び五の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)
八 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
九 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「っ」若しくは「ッ」	それぞれ「ヤ」、「ユ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」若しくは「ッ」

2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でない認められるときは、別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。